

第24期佐世保市農業委員会第3回総会議事録

1 開催日時 令和2年8月27日(木) 13時30分から15時00分

2 開催場所 佐世保市役所 4階 全員協議会室

3 出席農業委員(19名)

委員 1番	有馬 秀志	委員 11番	近藤 誠
委員 2番	川上 宗康	委員 12番	伊賀崎 典正
委員 3番	阿波 茂敏	委員 13番	水口 一男
委員 4番	中里 政義	委員 14番	田中 広昭
委員 5番	八並 秀敏(会長)	委員 15番	西尾 政喜
委員 6番	浦 清一	委員 16番	赤木 行秀
委員 7番	川口 勇二	委員 17番	松永 信義(副会長)
委員 8番	小川 憲市	委員 18番	内野 正実
委員 9番	牟田 昇	委員 19番	大宅 和子
委員 10番	辻 茂樹		

4 欠席農業委員

無し

5 出席推進委員(18名)

針尾地区	原 和文	皆瀬地区	山口 良行
江上地区	北村 憲治	中里地区	永田 富士夫
宮地区	坂口 要	相浦、九十九地区	富川 利光
三川内地区	迎 篤之	吉井地区	末永 広幸
早岐地区	久野 利幸	世知原地区	尾崎 修平
日宇地区	磯本 安男	宇久地区	畠中 辰秀
佐世保地区	松永 豊吉	小佐々地区	松田 眞
柚木地区	宮崎 敦	江迎地区	小川 憲人
大野地区	村田 司	鹿町地区	松田 庄二

6 欠席推進委員

無し

7 農業委員会事務局職員

事務局 局長	中里 忠義
事務局 次長	菊永 朋美

事務局係長 博多屋 孝昭
事務局主査 藤 和弘
事務局主査 岩崎 孝典
事務局主任主事 田中 豊
事務局主任主事 牟田 雄介

8 議事日程

議事録署名委員の指名

第15号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
第16号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第17号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請（一時転用）について
第18号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農地転用との調整等について
第19号議案 非農地証明願について
第20号議案 非農地通知について
第21号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第22号議案 農用地利用集積計画（案）について
第23号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】（案）について
第24号議案 農用地利用配分計画（案）について

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について
報告2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告4 農地転用許可不要案件の受理について
報告5 裁判所及び法務局への農地現況回答について
報告6 都市計画法に係る開発事前協議開催状況について
報告7 佐世保市土砂等による土地の埋立て等に関する指導要綱に係る事前協議開催状況について
報告8 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告9 農用地利用集積・配分計画解約通知について

9 会議の概要

副会長 皆さま、こんにちは。佐世保市農業委員会第3回総会を開会いたします。一、開会。
①会長挨拶。

会長 皆さま、こんにちは。今日は、第3回総会です。よろしくお願ひいたします。
台風も逸れたようで、長雨の後、残暑、酷暑で厳しい天気が続いていますが、作物には照りこみも必要でございます。みかんの糖度も上がってきております。水稻も収穫を

待ばかりになっております。今年の台風の動きにつきまして、太平洋高気圧が張り出してきて、朝鮮方面へのコースができております。9月、10月になって太平洋高気圧が引っ込んでくると、九州直撃との話もあっております。いずれにしましても、収穫の秋を皆で迎えたいなと思っております。

今日は新しくなっていたいただいた農業委員、推進委員の方々も、総会のあり方、意見の出し方についても少しずつ慣れていただきたいなと思っております。後ほど業務研修も行っていききたいと思います。その後、小委員会も行われます。長丁場になりますがよろしく申し上げます。

副会長 それでは②委員定足数報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 はい、事務局です。委員の定足数についてご報告いたします。本日、欠席委員はございませんので、委員総数19名中19名の出席により、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世保市農業委員会会議規則第6条の規定により、本総会が成立していることをご報告いたします。

 なお、推進委員についても全員出席です。以上です。

副会長 ありがとうございます。それでは、③議事録署名人については、6番 浦清一委員、7番 川口勇二委員、補充として8番 小川憲市委員にお願いいたします。

議長 それでは早速、議事に入らせていただきます。

 第15号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局 はい、第15号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

 1番、三川内地区。申請者は記載のとおりです。申請地所在は、三川内本町の2筆。地目は、登記田、現況休耕です。面積は2筆合計147.25㎡。転用目的は進入路で、施設は進入路147.25㎡です。耕作者はなし。

 農地区分は、農振外で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは、三川内小学校から南に約100mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。土留め工事をする。整地のうえ、碎石やコンクリートを打設する。日照通風、建築の予定はなく、日照及び通風などへの影響はない。

 排水計画は、雨水は自然流下、汚水、生活雑排水は生じない。土地利用計画平面図添付。資金証明書に係る上申書添付。預貯金残高証明書添付。都市計画法関係は許可不要です。

 以上です。ご審議よろしく申し上げます。

議 長 はい、それでは地区担当委員の調査結果を求めます。1番三川内地区。

4 番 4番中里です。8月24日に迎推進委員と事務局と現地を見てまいりました。これは2筆になっておりますが、一緒になっていて、別に問題はないと見てまいりました。

議 長 はい、それでは地区担当推進委員の意見を求めます。

迎 委 員 中里委員のおっしゃるとおりで、特に問題はありません。

議 長 この案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農 業 委 員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第15号議案については、許可相当として県に進達いたします。次に、第16号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第16号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明します。

まず、2番の三川内地区の案件について取下げの願いが出ております。よってそれを除いた3件についてご審議いただきたいと思っております。

1番、宮地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、萩坂町の16筆。地目は、登記田、現況休耕。面積は16筆合計11,441㎡です。転用目的は分譲宅地。権利は、所有権移転売買です。施設は、宅地造成46区画、併用地あり。施設全体面積は12,750.03㎡です。耕作者なし。農地区分は、農振外で宮支所よりおおむね300m以内の第3種農地に該当いたします。

参考事項としまして、こちらは、宮支所より南に約100mの位置にあります。被害防除計画の内容としましては、造成計画は盛土最高2.01m、最低0.71m。擁壁にて土留めをし法面には張芝で保護をするため、隣接地への土砂流出はない。日照通風は建物の高さを加減する。10m程度。申請地の周りには農地はなく、被害を生じるおそれはない。

排水計画は雨水は水路放流、汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。一般事業計画書添付。現況平面図添付。土地利用計画平面図添付。造成計画平面図添付。造成計画縦横断面図添付。排水計画平面図添付。預貯金残高証明書添付。法人登記簿、定款添

付。地区計画決定にかかる告示写添付予定としておりますが、添付されております。

都市計画法許可申請受付書添付予定としておりますが添付されております。都市計画法関係は地区計画です。なお、本案件は転用面積が30aを超えるものになりますので、来月開催される常設審議委員会に諮問することとなります。

3番、日宇地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、木風町。地目は、登記田、現況休耕地。面積は426㎡です。転用目的は一般個人住宅。権利は、使用貸借権設定です。施設は、住宅1棟木造平屋建建築面積95.10㎡。併用地ありで、敷地全体面積は435.45㎡です。耕作者なし。農地区分は、農振外で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当します。

参考事項としまして、こちらは木風小学校から北東へ約500mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高1.23m。擁壁を設ける。隣接は高い位置にあるため、土砂等の流出のおそれはない。日照通風、建物の高さを加減、6.37m程度。排水計画、雨水は溜桝から水路放流。污水・生活雑排水は合併浄化槽から水路。土地利用計画平面図添付。計画断面図添付。建物平面図、立面図添付。融資予定証明書添付。都市計画法許可申請受付書添付予定としておりますが、添付されております。都市計画法関係は連たん区域です。

4番、柚木地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、小舟町。地目は、登記畑、現況不耕作地。面積は203㎡です。転用目的は資材置場。権利は、所有権移転売買です。施設は、資材置場190.5㎡。通路12.5㎡です。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当します。

参考事項としまして、こちらは藤山神社から北へ約130mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、整地のみ行う。日照通風、建物を設置しないため、周辺農地の日照、通風、耕作等の影響を及ぼす恐れはない。排水計画、雨水は水路放流、自然流下。污水・生活雑排水は生じない。一般事業計画書添付。資材置場等の事業計画書添付。預貯金残高証明書添付。法人登記簿、定款添付。都市計画法関係は許可不要です。

以上3件ですが、1番の案件については、坂口委員の同居の親族が譲渡人の中におられますので、坂口委員には一時退席していただいて、先行してご審議していただけたらと考えております。

議長 それでは、1番について先行審議を行いますので、坂口委員は一時退席願います。

～坂口委員退席～

議長 それでは地区担当委員の調査結果を求めます。1番宮地区。

3番 3番阿波です。8月23日に地権者9名と、坂口推進委員と現地を見てまいりました。以前から開発協議会で懸案となっていたもので、周辺は国道、中学校、住宅に囲まれたエリアであり、周辺農地には特に問題はないと思います。よろしく願います。

議 長 この案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。
はい、水口委員。

1 3 番 1 3 番水口です。事務局からの説明では、来月常設審議委員会で審議となっていますが、常設審議委員会とはどういう組織で、この案件にどういう角度から審議がなされるのか、参考までにお教えてください。

事 務 局 はい、お尋ねの常設審議委員会は、ある一定の面積、この場合は30aを超えるものに関しましては、県の常設審議委員会に諮りまして、その意見を添付したうえで県に対して進達を行うものとなっております。よって、佐世保市農業委員会での審議が終わった後すぐに県に進達するのではなく、来月の諮問委員会でこの転用の案件について、県の常設審議委員会の意見をいただいて、その意見を付して、県に進達する形になります。

1 3 番 例えば農業委員会で審議するのは、隣接の水田等に悪影響がないかなどを審議しますが、常設審議委員会というのは、どういう角度から審議をするのかそれが知りたいのです。

事 務 局 常設審議委員会の中では、県内の農業委員会の会長や土改連などの代表が、こちらでやっているような、地域周辺にどのような影響があるのか、別の視点から見ていただいていると思います。

議 長 私が知っている範囲でお答えいたします。常設審議委員会とは県内21の農業委員会から代表が7名、県の市町会、土改連、女性農業委員ネットワーク会長など色々な立場の方が約20名程で構成されていて、審議する内容はここですのと同じような内容を審議しています。

専門的な方もおられますので、その意見とか、地区によっても例えば太陽光発電とか考え方も違いますので、様々な意見を交わしながら、最終的には意見を付して県に進達する形になります。県の利活用推進室も参加しています。大体みなさんと同じ様な意見です。大規模になれば慎重にするようにとのことだと思います。

議 長 それでは他にご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、1番の案件につきましては、許可相当として県に進達いたします。坂口委員は入室をお願いいたします。

～坂口委員着席～

議 長 それでは残りの案件につきまして、審議を始めます。地区担当委員の調査結果を求めます。3番日宇地区。

6 番 6番浦です。8月23日に磯本推進委員と現地を見てまいりました。周辺に農地はなく、問題はないと思います。木風線の下になりまして5～6m上には農地がありますが、宅地にすることでの支障はないと思います。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

磯本委員 日宇地区の磯本です。浦委員がおっしゃったように何ら問題はないと見てまいりました。よろしくをお願いいたします。

議 長 続きまして、4番柚木地区。

8 番 8番小川憲市です。この件につきましては、8月21日に宮崎推進委員と、私にとりまして初めての案件でしたので、事務局からの同行をいただき指導を受けました。周辺に農地はなく、問題はないと見てまいりました。よろしくをお願いいたします。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

宮崎委員 柚木地区の宮崎です。報告のとおりほとんど手を加えず現状のままということで、問題はないと思います。

議 長 この案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第16号議案については、許可相当として県に進達いたします。続きまして、第17号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請（一時申請）に

ついて事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第17号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請（一時転用）について、ご説明します。

一部訂正がありましたので、本日、差替え分を配付しております。そちらをご覧ください。

1番、大野地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、松瀬町の2筆。地目は、登記田、現況休耕。面積は2筆合計で728㎡です。転用目的は太陽光発電事業工事用通路。権利は、使用貸借権設定、3か月です。施設は、工事用通路274.11㎡。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満小集団農地の第2種農地に該当します。

参考事項としまして、こちらは峰公民館から北に約300mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高2m。隣地までの間に緩衝地を設け土砂の流出がないようにする。日照通風、土地の造成のみであるため、被害発生の恐れはないものと考えられる。排水計画、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は生じない。一般事業計画書添付。計画平面図、造成地断面図添付。預貯金残高証明書添付。法人登記簿、定款添付。農地復元計画書の内容としましては、表土を仮置き場より運搬し農地として整備を行う。となっています。

以上です。ご審議よろしくお願いいいたします。

議長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番大野地区。

9番 9番牟田です。8月24日に村田推進委員並びに事務局職員の皆さんと現地調査を行いました。この案件は、4月27日農業委員会第35回総会第352号議案農地法第5条第1項の規定による許可申請、太陽光発電事業に関連する事業であります。本事業を施工するにあたり、農地を一時転用する資材置き場や、進入道路として利用していたものであります。7月初旬より、申請者や関係地主に現状に復元するよう指導し、今回の申請に至ったものであります。当初より今回の一時転用申請を行っておれば、特に問題なかったかと思っております。以上です。

議長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

村田委員 大野地区の村田です。牟田委員のおっしゃったとおりで、特に問題はありません。よろしく申し上げます。

議長 この案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議 長 異議・意見がないようです。牟田委員これは、一旦現状に復元したのですか。

9 番 9番牟田です。現状に復元した後の申請となっております。

議 長 はい、わかりました。牟田委員がおっしゃるよう一度原状に復元してからの申請となっておりますので、どこの地区でもこういう時には早めに話し合いをしながらしていく必要があるだろうと思います。ほかにご意見ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようでございますので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第17議案については、許可相当として県に進達いたします。続きまして、第18号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農地転用との調整等について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第18号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農地転用との調整等について、ご説明します。

1番、宮地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、長畑町の1筆の一部。地目は、台帳畑、現況畑。面積は1,873.51㎡です。転用目的は月極駐車場、露天です。耕作者あり。農地区分は、現在農用地の樹園地となっておりますが、農用地区域からの除外確定後は第2種農地に該当する見込みです。こちらは、上長畑集落センター付近に位置し、変更理由は、今後の耕作が困難なため、土地を有効活用し、月極駐車場として利用することを希望するもの。変更内容は、農用地区域からの除外で、月極駐車場の整備です。

2番、大野地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、松瀬町の1筆の一部。地目は、台帳畑、現況畑。面積は182㎡です。転用目的は、一般住宅用地。耕作者あり。農地区分は、現在農用地の農業用施設用地となっておりますが、農用地区域からの除外確定後は第2種農地に該当する見込みです。こちらは、峰公民館付近に位置し、変更理由は、現在居住している借住宅が手狭となったことから新たな住宅建築が必要であり、候補地を検討した結果、当該地を有効活用し一般住宅として利用することが最善と判断され、希望するもの。変更内容は、農用地区域からの除外で一般住宅の建設です。

3番、中里地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、吉岡町。地目は、台帳畑、現況休耕。面積は277㎡です。転用目的は、一般住宅用地。耕作者なし。農地区分は、現在農用地の畑となっておりますが、農用地区域からの除外確定後は

第2種農地に該当する見込みです。こちらは、吉岡第一公民館付近に位置し、変更理由は、両親と同居の自宅が手狭となったことから新たな住宅建築が必要であり、候補地を検討した結果、当該地を有効活用し一般住宅として利用することが最善と判断され、希望するもの。変更内容は、農用地区域からの除外で一般住宅の建設です。

4番、相浦、九十九地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、竹辺町の4筆。地目は、台帳田、現況休耕。面積は4筆合計2,193㎡です。転用目的は一般住宅用地、建売住宅です。耕作者なし。農地区分は、現在農用地の田となっていますが、農用地区域からの除外確定後は第2種農地に該当する見込みです。こちらは、県北家畜衛生所付近に位置し、変更理由は、同地区に住宅を求める声が多く、建売住宅購入希望者が増えている。数か所の候補地を検討した結果、当該地を有効活用し、建売住宅として利用することが最適と判断され希望するもの。変更内容は、農用地区域からの除外で、建売住宅の建設です。

5番、江迎地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、江迎町七腕。地目は、台帳畑、現況畑。面積は1,960㎡です。転用目的は、建設発生土の再利用による改良土製造及び製品保管。耕作者あり。農地区分は、現在農用地の畑となっていますが、農用地区域からの除外確定後は第2種農地に該当する見込みです。こちらは、堤原地区公民館付近に位置し、変更理由は、今後の耕作が困難なため、土地を有効活用し事業者の事業の用に供するために資材置場として利用することを希望するもの。変更内容は、農用地区域からの除外で資材置場の整備です。

以上、農用地区域の除外等の申出に関し、佐世保市長より農業委員会に意見照会がなされたものです。総会での審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課に回答します。なお、3番と4番の案件については、大宅委員が申出を代理されておりますので、一時退室していただき、先行して審議いただけたらと考えています。よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、3番、4番について先行審議を行いますので、大宅委員は一時退席願います。

～大宅委員退席～

議 長 それでは地区担当委員の調査結果を求めます。3番中里地区。

1 1 番 11番近藤です。8月24日に永田推進委員と現場確認に行つてまいりました。そこは自宅のすぐ横でありまして、休耕となった土地に家を建てると言うことで、別に問題はないと見てまいりました。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

永田委員 中里地区の永田です。近藤委員のおっしゃったとおりで、特に問題はないと見てまいりました。以上です。

議 長 次に、4番相浦、九十九地区。

1 2 番 1 2番伊賀崎です。8月22日に富川推進委員と現地を見に行きました。ここは、5月に農用地からの除外の申請があった所で、前回から言っていますけど問題はないと見てまいりました。以上です。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

富川委員 相浦、九十九地区の富川です。所有者は、40年ぐらい前から耕作をしていなくて、深田のような場所です。人の胴体くらいの木が2～3本植わっていましたが、何年か前に切り倒して、今は猪の遊び場になっております。別に問題はないと思います。よろしくをお願いします。

議 長 それでは、3番、4番について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、3番、4番の案件につきましては、審議結果を農業委員会の意見として、農業畜産課へ回答します。大宅委員は入室をお願いいたします。

～大宅委員着席～

議 長 それでは残りの案件につきまして、審議を始めます。地区担当委員の調査結果を求めます。1番宮地区。

3 番 3番阿波です。8月22日に坂口推進委員と申請者と八並会長と一緒に現地を見ました。農業委員の立場として言わせてもらおうと、これだけまとまった土地ですので、出来るだけ有効に農地として活用していただければと思いました。申請の86台は、クリーンセンターの隣接する場所であって、そこを拡張するためにどうしても駐車場が近隣に必要だということで、JRと山に囲まれたエリアでまとまった土地ではあるのですが、相当な土地は近辺ではここしかないのかなと見受けました。私も現地の農業委員として農業畜産課から、詳細な、こういう経緯で農業振興地域から除外したいと説明があってもいいのかなと思いました。

ただ、現状ではやむを得ないのかなと思います。以上です。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

坂口委員 宮地区の坂口です。ただいま阿波委員が言われたとおりで、現場は線路と宅地と耕作放棄地に囲まれた谷状の土地であります。土質も悪く、霜の被害が多発する土地で、将来的に経済的な営農活動は考えにくいと思い、見てまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。この案件につきましては、私も立ち会っております。地域の開発と農業の住み分けにつきましては、地区で前もって話し合われた方が良かったなと思います。以上です。

それでは、2番大野地区。

9 番 9番牟田です。8月24日に村田推進委員及び事務局職員と現地調査を行ってまいりました。今回の農用地区域の変更、除外は、既設ハウスを解体し、隣接する農地、白地と合わせて一般住宅を建設するということになっております。変更の理由で申請地近くの土地を探したが、条件に見合う土地が見つからず、となっています。土地利用状況からみて当面農用地以外の土地を持って替えることが困難であるとの明確な理由が記載されておられません。農業振興の観点から建設地の再検討をお願いしたいと思っております。以上です。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

村田委員 大野地区の村田です。今、牟田委員が言われたとおりで、よろしくお願いたします。

議 長 次に、5番江迎地区。

1 7 番 17番松永です。8月23日に小川推進委員と現場に行ってまいりました。一般の土砂を、土と石に分ける機械が導入されて、その資材置き場と積み込み場として利用するということでした。土地所有者が高齢で耕作困難のため話が成立したようです。致し方ないなと見てまいりました。よろしくをお願いします。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

小川憲人委員 江迎地区の小川です。今、説明がありましたとおりで、問題ないなと見てまいりました。よろしくをお願いします。

議 長 それでは、3番、4番を除く案件につきましては、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。はい、原委員。

原 委 員 針尾地区の原です。1 番の案件について、クリーンセンターから駐車場までの距離は、どのぐらいになるかと、今まであった駐車場では足りないくらい従業員が増えるのですか。

事 務 局 はい、距離的な部分につきましては、線路を挟んで200～300m位になります。回り込んでいく形にはなりますが、処理場付近に関しましては、東側、南側は、山林になっている状態、西側が線路になっていて、その線路の向かい側の土地に位置します。

次に駐車場の件ですが、既存の敷地を事業で新たに使うことが決まりまして、その関係で現在駐車場として使っている所が使えなくなるので、近隣に駐車場を求める必要が出てきたということで今回駐車場を月極という形で地域の事業のために申請者が作られて、貸されることとなります。

議 長 ほかにご意見等ある方はいらっしゃいますか。浦委員。

6 番 6 番浦です。2 番の案件について、お尋ねしたいのですが、農地区分の中に農業用施設用地という文言がありますが、この施設は事業がらみですか。個人で建てる分にはこういう区分はしないと思うのですが。

事 務 局 恐らくではあるのですが、現状ハウスが建っている所に農用地区域の指定がされています。基本的には昭和47年の農業振興地域の成立の段階で、農業用施設ということで入れるかどうかという時に、農業用施設ということで入った部分もあれば、おっしゃるとおり、事業があるので入れましたというのもあります。この場合に関しましては、何十年も前にハウス自体はありましたので、事業かどうかというところまでの確認はとれておりません。補助事業で建てられたかどうかまでは、確認しておりませんが、年数から補助事業としての要件とか、耐用期間は過ぎたものと考えております。

議 長 ほかにご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。残りの案件につきまして、賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。第18号議案について、賛成多数ではあるわけですがけれども、1 番につきましては、先ほどの阿波委員のような意見を、2 番につきましても牟田委員がおっしゃったような意見を付して審議結果を農業委員会の意見として、農業畜産課に回答します。

牟田委員、別の圃場を見つけてくださいという意見ですか。

9 番 9 番牟田です。今回、施設のすぐ隣が隣接地で農用地の白地となっております。そこを合わせて今回建設するということですので、若干場所をずらしてそこに建てていただければ問題ないのではないかと思います。

議 長 そういう意見を付して農業畜産課に回答したいと思います。それでいいですね。

事 務 局 隣接の白地の部分についての検討というのも当然もう一度してもらう形、それと今後、農業畜産課に対しましては、農用地を除外しなければならない理由を、もっとちゃんとこちらの方に情報としていただけるように、事情の部分もわかるような形で事業者さんから申し出をもらい、こちらにも伝えていただくことを徹底していただくように申し添える形で回答させていただくことでよろしいでしょうか。

9 番 そういうことでよろしくお願いします。

議 長 1 番も 2 番も関係することは一緒に、前もって打ち合わせをしてからしていただきたいことを回答したいと思います。

次に、第 1 9 号議案 非農地証明願について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第 1 9 号議案 非農地証明願について、ご説明いたします。

1 番、早岐地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、早岐一丁目。地目は、登記田、現況宅地。面積は 4 5 0 m²です。願出の理由としては、昭和 2 年 3 月 4 日に建物が競落された。その後、建物はそのまま空になり、駐車場として利用していたが、その後、更地となっている。現在は、宅地として管理している。参考事項としまして、こちらは、寿町公民館から北東に約 3 0 m の位置にあり、農振内白地で、事由の②-1 に該当します。

2 番、柚木地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、小舟町の 2 筆。地目は、登記畑、現況道路。面積は 2 筆合計 4 1 7 m²です。願出の理由としては、昭和 2 6 年以前から道路として利用。現在も生活道路として地域住民に利用されている。

参考事項としまして、こちらは、藤山神社入口バス停から南西に約 1 0 0 m の位置にあり、農振内白地で、事由の②-1 に該当します。

3 番、皆瀬地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、踊石町。地目は、登記畑、現況宅地。面積は 3 5 m²です。願出の理由としては、昭和 2 3 年 6 月 3 日以前から、隣接する住宅の敷地の一部として利用。現在も宅地として利用。参考事項としまして、こちらは、踊石入口バス停から北西に約 2 7 0 m の位置にあり、農振内白地で、事由の②-1 に該当します。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

- 議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番は早岐地区ですので、私から報告いたします。
- この案件につきましては、早岐の中心部で、今まで気付かれなかったのが不思議な所で、昭和2年以前から農地でないということで、今更農地に復元は不可能です。8月23日に久野推進委員と現地を見てまいりました。
- 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。
- 久野委員 早岐地区の久野です。今、会長が言ったとおり、何ら問題ないと見てまいりました。以上です。よろしくをお願いします。
- 議 長 次に、2番柚木地区。
- 8 番 8番小川憲市です。21日に宮崎推進委員と事務局で確認いたしました。以前から道路として使用されていて、問題ないと思いましたので、よろしくをお願いします。
- 議 長 それでは、地区担当推進委員の意見を求めます。
- 宮崎委員 柚木地区の宮崎です。以前から生活道路として利用されていたらしく、無くてはならない道路でありました。やむを得ないと見てまいりました。
- 議 長 続きまして、3番皆瀬地区。
- 10番 10番辻です。8月24日に大宅委員、山口推進委員と3名で現地を見てまいりました。今更農地に復元するのは難しいのではないかと見てまいりました。以上です。よろしくをお願いします。
- 議 長 それでは、地区担当推進委員の意見を求めます。
- 山口委員 皆瀬地区山口です。今、辻委員が言われたとおりであります。よろしくをお願いします。
- 議 長 第19号議案について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。
- 委 員 (なし)
- 議 長 ないようでございますので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。
- 農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第19号議案について、非農地証明書を交付することといたします。

次に、第20号議案 非農地通知について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 説明の前に削除をお願いします。吉井地区12ページの128・130・131番の3筆の削除をお願いします。

それでは、第20号議案非農地通知について説明いたします。

今回の非農地通知案件は、先ほど削除をお願いしました、3筆を除く173筆で面積が100,225㎡です。

これまでの利用状況調査の結果、B判定、山林または原野としていたものです。

本総会で承認していただいた分については、所有者に対し非農地通知書を発出し、併せて関係機関に非農地リストを提出いたします。以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 第20号議案について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第20号議案について、128番、130番、131番、3筆を除いて、非農地通知を発出することとします。

続きまして、農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 はい、第21号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、説明いたします。

1番針尾地区。譲受人、譲渡人は、記載のとおりです。申請地針尾東町の2筆、地目は登記畑、現況畑。面積合計670㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転贈与、譲受人の経営状況等は、記載のとおりです。

以上1件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えます。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 ただいまの案件につきまして、地区担当委員の調査結果をお願いします。

1 番 1番有馬です。この件につきましては、8月25日に原委員と現地調査を行いました。譲受人がこれまでもミカン畑を利用してきて、譲渡人の方から引き取ってくれというこ

とで、譲り受けるということで、問題はないと見てまいりました。以上です。

議 長 それでは、地区担当推進委員の意見を求めます。

原 委 員 針尾地区原です。有馬委員が言われたとおり、何も問題ないと思います。

議 長 それではこの案件につきまして、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第21号議案につきましては、許可することとします。
続きまして、第22号議案 農地利用集積計画(案)について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 はい、第22号議案 農用地利用集積計画(案)について、ご説明いたします。
利用権の設定は、江上地区3件、宮地区10件、三川内地区1件、早岐地区1件、中里地区3件、相浦、九十九地区2件、吉井地区2件、鹿町地区1件の計23件。所有権の移転は、早岐地区3件、全体で26件の集積です。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。

なお、利用権の3番江上地区は、有馬委員の案件、所有権移転の2番、3番は、八並会長の案件になりますので、この3件を先行した形で、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 利用権の3番について先行審議を行いますので、有馬委員は一時退席願います。

～有馬委員退席～

議 長 利用権の3番の案件について、何かご質問はございませんか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。利用権の3番の案件につき、賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは利用権の3番について、承認することといたします。
有馬委員は入室をお願いいたします。

～有馬委員着席～

議 長 次に、所有権移転の2番、3番については、私の案件となっていますので、先行して
審議いたします。一時退席しますので、議事進行について副議長をお願いします。

～八並会長退席～

副 議 長 所有権移転の2番、3番について何かご質問はございませんか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。所有権移転の2番、3番の案件に
つき、賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

副 議 長 ありがとうございます。それでは、所有権移転の2番、3番については、承認するこ
とといたします。八並会長は入室をお願いいたします。

～八並会長着席～

議 長 利用権の3番、所有権移転の2番、3番を除く残りの案件を審議します。何かご質問
はございませんか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願
いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。第22号議案の農用地利用集積計画が承認されましたので、
(案)を削除願います。

続きまして、第23号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)に
ついて、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第23号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る利用権設定につきまして、佐世保地区7件、世知原地区4件、江迎地区1件で合計12件の申し出がありました。氏名並びに権利の内容等は、記載のとおりです。

ご審議よろしくお願いたします。

議長 第23号議案につきまして、質問がある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。

農業委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。第23号議案の農用地利用集積計画【農地中間管理事業】を承認します。(案)を削除願います。

次に、第24号議案 農用地利用配分計画(案)について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、農地中間管理事業に係る農用地利用配分につきまして、宮地区1件、佐世保地区2件、柚木地区3件、世知原地区1件で、合計7件計画されています。

こちらは、佐世保市長より、農業委員会に対して、利用配分計画を受ける者が妥当であるかの意見照会がなされたもので、第23号議案で審議された農用地利用集積計画の公告が完了した後に、総会での審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。

なお、4番の案件につきましては、浦委員関連の案件になりますので、4番を先行した形でご審議よろしくお願いたします。

議長 それでは、4番について先行審議を行いますので、浦委員の一時退席をお願いいたします。

～浦委員退席～

議長 この件について質問がある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。

農業委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。4番について承認することといたします。浦委員につきましては入室し着席してください。

～浦委員着席～

議長 4番を除く残りの案件につきまして、質問がある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。第24号議案についてはすべて承認されましたので、審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。

これで、議案審議が終了しましたので、報告案件に移ります。

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について、事務局の説明をお願いします。

事務局 報告1 農地法第3条の3の規定による届出について報告いたします。

柚木地区2件、大野地区1件及び皆瀬地区1件で計4件の相続の届出を受理しております。以上報告いたします。

議長 報告2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、報告2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、ご説明いたします。

令和2年7月28日付局長専決事項として、佐世保地区1件を受理しております。

以上、ご報告いたします。

議長 報告3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、報告3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、ご説明いたします。

令和2年7月28日付局長専決事項として、中里地区1件、相浦、九十九地区1件の計2件受理しております。

以上、ご報告いたします。

議 長 報告4 農地転用許可不要案件の受理について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、報告4 農地転用許可不要案件の受理について、ご説明します。
農業用倉庫等の農地転用許可不要案件として針尾地区1件、宮地区2件、三川内地区2件、佐世保地区1件を受理しております。以上、報告いたします。

議 長 報告5 裁判所及び法務局への農地現況回答について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、報告5 裁判所及び法務局への農地現況回答について、ご説明します。
法務局における地目変更登記申請に伴い、日宇地区1件の現況照会があり、地区の委員及び事務局職員で現地調査を実施した結果、現況非農地として法務局に回答しております。
以上、報告いたします。

議 長 報告6 都市計画法に係る開発事前協議開催状況について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、報告6 都市計画法に係る開発事前協議開催状況について、ご説明します。
都市計画法に係る開発計画事前審査会が、令和2年7月30日に、相浦、九十九地区1件について開催されております。なお、今回の事前協議については、コロナウイルス感染症対策の一環として、会議形式ではなく、各課からの回答集約による書面形式にて開催されていることを申し添えます。
以上報告いたします。

議 長 報告7 佐世保市土砂等による土地の埋め立て等に関する指導要綱に係る事前協議開催状況について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、報告7 佐世保市土砂等による土地の埋め立て等に関する指導要綱に係る事前協議開催状況について、ご説明します。
佐世保市土砂等による土地の埋め立て等に関する指導要綱に係る事前協議が令和2年8月4日に、江迎地区1件について開催されております。なお、今回の事前協議については、コロナウイルス感染症対策の一環として、会議形式ではなく、各課からの回答集約による書面形式にて開催されていることを申し添えます。

議 長 報告8 農地法第18条第6項の規定による通知について事務局の説明をお願いします

す。

事務局 報告8 農地法第18条第6項の規定による通知について、ご説明いたします。
農地法第18条の規定に基づく利用権の合意解約について、江上地区1件、宮地区1件で合計2件を受理しております。以上報告いたします。

議長 報告9 農用地利用集積・配分計画解約通知について事務局の説明をお願いします。

事務局 報告9 農用地利用集積・配分計画解約通知について、ご説明いたします。
農用地利用集積・配分計画について、早岐地区1件、柚木地区4件で合計5件の解約通知を受理しております。以上報告いたします。

議長 以上で報告事項が終わりましたので、その他に移りたいと思います。事務局、お願いします。

事務局 【農業委員会業務研修について】
【農業委員会連絡網について】
【利用権設定終期に伴う更新通知リストの配付について】
【公務災害補償制度について】
【今後の業務スケジュール予定等について】

議長 以上で本日の総会を終了したいと思います、副会長からご挨拶をお願いします。

副会長 本日は、慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。これをもちまして、第3回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。